

平成24年 9 月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 9 件	
1	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 公立大学法人評価委員会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 公立大学法人評価委員会委員の報酬の額を日額10,000円とする。 ○施行期日 規則で定める日から
2	秋田市災害対策本部条例および秋田市災害対策基本条例の一部を改正する件 ・災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号):平成24年6月27日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 災害対策基本法の一部改正(平成24年法律第41号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
3	秋田市防災会議条例の一部を改正する件 ・災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号):平成24年6月27日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 災害対策基本法の一部改正(平成24年法律第41号)に伴い、防災会議の所掌事務および委員の構成等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 防災会議の所掌事務に、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を加える。 2 防災会議の委員に自主防災組織を構成する者等を加えたとともに、委員の定数を52人以内から60人以内とする。 ○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
4	秋田市公立大学法人評価委員会条例を設定する件	○設定理由 公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織等に関し必要な事項を定

		めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 委員会は、委員5人以内をもって組織する。 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。 4 委員の任期は、2年とする。 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 6 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。 7 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととする。 9 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 10 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 11 その他必要な規定を定めることとする。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の施行後最初に開催される委員会の招集は、市長が行うこととする旨を規定する。
5	秋田公立美術大学入学料等徴収条例を設定する件	○設定理由 開学が予定されている秋田公立美術大学の平成25年度の入学料等の徴収について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 市は、秋田公立美術大学に入学しようとする者から入学料を、入学を志願する者から入学検定料を徴収することとする。 2 入学料および入学検定料（以下「入学

		料等」という。)の額は、次のとおりとする。											
		<table> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>金額(円)</th></tr> <tr> <td rowspan="2">入学料</td><td>市民</td><td>282,000</td></tr> <tr> <td>市民以外の者</td><td>423,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">入学検定料</td><td>17,000</td></tr> </table>	区 分		金額(円)	入学料	市民	282,000	市民以外の者	423,000	入学検定料		17,000
区 分		金額(円)											
入学料	市民	282,000											
	市民以外の者	423,000											
入学検定料		17,000											
		備考 この表において「市民」とは、入学の日の1年前から引き続き秋田市に住所を有する者(その配偶者又は1親等の親族がこれに該当する者を含む。)をいう。											
		3 入学料は入学手続の際に、入学検定料は入学願書を受理する際に徴収することとする。											
		4 市長は、特別の理由があると認めるときは、入学料を減免することができることとする。											
		5 既納の入学料等は、原則として還付しないこととする。											
		6 この条例に定めるもののほか、入学料等の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。											
		○施行期日 規則で定める日から。この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこととする。											
6	秋田市児童館条例の一部を改正する件	○改正理由 勝平児童館を廃止し、勝平児童センターを設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 勝平児童館を廃止し、勝平児童センターを秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号に設置する。 ○施行期日 平成24年10月29日から											
7	秋田市雄和休憩サービス施設条例を廃止する件	○廃止理由 雄和休憩サービス施設を廃止するため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成24年11月1日から											
8	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	○改正理由 金足の一部を給水区域に編入することに伴い、水道加入金等の取扱いについて定め											

		るため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 金足岩瀬、金足堀内、金足浦山および金足高岡の各一部（以下「金足4地区」という。）の給水区域への編入日（以下「編入日」という。）前に潟上市の条例によりなされた処分等（金足4地区に限る。）は、この条例によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。 2 編入日前に申込みがなされた潟上市の給水区域（金足4地区に限る。）内における水道加入金等については、潟上市の条例の例による旨の経過措置を規定する。 3 編入日前にした行為等（金足4地区に限る。）に対する罰則の適用については、潟上市の条例の例による旨の経過措置を規定する。 ○施行期日 平成24年11月1日から
9	秋田市火災予防条例の一部を改正する件	○改正理由 新たに急速充電設備を設置する際の位置に関する基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 急速充電設備の位置、構造および管理の基準について規定するとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年12月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
「 単 行 案 」 7 件		
10	公立大学法人秋田公立美術大学定款を設定する件	○公立大学法人秋田公立美術大学を設立するため、定款を設定するもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第7条
11	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議に関する件	○住民基本台帳法の一部改正（平成21年法律第77号）に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの ※根拠法：地方自治法第291条の11

12	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 8路線 延長 2,013.50m ・認定後の市道路線延長約 1,989.4 k m ※提出根拠法：道路法第8条第2項
13	秋田市公設地方卸売市場会計へ繰り入れる件	○公設地方卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成24年度）を行おうとするもの ・繰入金額 16,000千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
14	平成23年度秋田市水道事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成23年度秋田市水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
15	平成23年度秋田市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成23年度秋田市下水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
16	平成23年度秋田市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成23年度秋田市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
「 予 算 案 」 3 件		
17	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	○資料別紙
18	平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件	
19	平成24年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	

	「 決算認定 」 4 件	
20	平成23年度秋田市病院事業会計決算認定の件	○資料別紙
21	平成23年度秋田市水道事業会計決算認定の件	
22	平成23年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
23	平成23年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
	「 追加提案 」	
	「 決算認定 」 1 件	
24	平成23年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	